

佐賀県災害復旧資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和元年度又は令和2年度の災害で被災し、令和3年佐賀豪雨により再度被災した県内中小企業・小規模企業者の早期の事業再建と事業継続を支援するため、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その利子補給金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象資金、対象者、利子補給率及び対象利子)

第2条 利子補給金の交付に係る対象資金、対象者、利子補給率及び対象利子は、次の表のとおりとする。

対象資金	対象者	利子補給率	対象利子
災害復旧資金	令和3年度に対象資金の融資申込みを行い、融資を受けた事業者で、令和元年度又は令和2年度の災害による事業所の罹災証明書等を有する者	年0.9パーセントを限度とする。	当該制度融資の実行日から起算して3年間に支払われた約定利子の全額

2 前項の対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 第1項の対象利子については、国若しくは地方公共団体等から利子に対して直接助成を受けた又は受けることとなるものを除き、延滞利息、損害金及び違約金（以下「延滞利息等」という。）を含まない。

(交付申請及び実績報告)

- 第3条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、佐賀県災害復旧資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、①融資金融機関利子支払証明書（様式第2号）及び②令和元年度又は令和2年度の災害による事業所の罹災証明書等の写しを添えて1部を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、原則として、上期分（1月1日から6月30日までの期間をいう。）にあつては、その年の7月31日までとし、下期分（7月1日から12月31日までの期間をいう。）にあつては、翌年の1月31日までとする。ただし、1年分（1月1日から12月31日までの期間をいう。）での申請を希望する場合にあつては、1月31日までとする。

(交付決定及び額の確定)

- 第4条 知事は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を事業者に通知するものとする。
- 2 前条の交付申請書兼実績報告書が到着してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定により利子補給金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更届出書（様式第3号）を知事に届け出なければならない。
- ア 住所、所在地、商号又は代表者等の変更があつた場合
- イ 事業者が死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止した場合（県内に事業所を有する中小企業者が当該事業を承継した場合を含む。）
- ウ 金銭消費貸借契約の内容を変更した場合
- エ 対象資金を繰上償還したとき
- オ その他知事が必要と認めるとき
- (3) 事業者が、死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止したときは、当該事業の廃止した日以後において、利子補給金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する事業者が、当該事業を承継し、当該利子補給金に係る対象資金の債務をすべて承継したときは、この限りでない。
- (4) 事業者が、利子補給金に係る対象資金の利子を約定返済日に支払わず延滞となっている場合で、利子補給申請対象期間内に当該利子分の支払がされないときは、当該利子分に係る利子補給金は交付しないものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、対象事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(請求)

第7条 対象事業者は、交付決定及び額の確定があったときは、佐賀県災害復旧資金利子補給金交付請求書(様式第4号)(以下「交付請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

(支払)

第8条 知事は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金を対象事業者に支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行し、令和3年度に対象資金の融資申込みを行い、融資を受けた事業者に適用する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

※個人は、本人の自署があれば、押印不要です。

※法人は、記名（社判可）と押印が必要です。

電話番号（ — — ）

佐賀県災害復旧資金利子補給金交付申請書兼実績報告書

佐賀県災害復旧資金利子補給金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類（添付した書類のチェック欄にレ点をつけてください）

- 融資金融機関利子支払証明書（様式第2号）
- 令和元年度又は令和2年度の災害による事業所の罹災証明書等の写し（初回のみ）

※申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県災害復旧資金利子補給金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

(裏面)

誓

約

当社（私）は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

佐賀県知事 様

所在地

金融機関
(支店名)

印

融資金融機関利子支払証明書

佐賀県災害復旧資金利子補給金の交付申請に必要な支払利子額について、下記のとおり証明します。

記

融資対象者	住所（所在地）※1	
	氏名（法人名）	
融資条件	融資制度名	佐賀県災害復旧資金
	融資金額	_____円
	融資利率	0.9%
	融資期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	取扱番号	
払込状況	証明期間※2	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	支払利子額※3	_____円

※1：融資契約書類に記載されたものと同じ住所（所在地）を記載してください。

※2：証明期間は、初回は融資実行日から半期ごとの終期、2回目以降は半期ごとの始期から終期を記載してください。（終期のうち、完済の場合は完済日、代位弁済の場合は期限の利益喪失日）

※3：証明期間内に金融機関へ払い込まれた利子額（延滞利息等の額を含めず）を記入してください。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

※個人は、本人の自署があれば、押印不要です。

※法人は、記名（社判可）と押印が必要です。

電話番号（ — — ）

佐賀県災害復旧資金利子補給金変更届出書

佐賀県災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更理由

※添付書類（例）

- ・住所又は名称に変更があったときは、その内容を確認できる書類
（個人にあつては、住民票の写し等。法人にあつては、履歴事項全部証明書の写し等）
- ・金銭消費貸借契約の内容を変更したときは、変更契約証書等の写し

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県災害復旧資金利子補給金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

※個人は、本人の自署があれば、押印不要です。

※法人は、記名（社判可）と押印が必要です。

電話番号（ — — ）

佐賀県災害復旧資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け産 政 第 号で確定通知があつた佐賀県災害復旧資金利子補給金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

振込金融機関名 及び支店名	_____（金融機関コード【4桁】： _____） _____（支店コード【3桁】： _____）		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	_____
【フリガナ】 口座名義	【 _____ 】		

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県災害復旧資金利子補給金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。